

第7表 諸手当に関する調

(その1)

市町村名	扶養手当										地域手当		住居手当				
	国との異同	配偶者 国7級以下	配偶者 国8級	配偶者 国9級以上	子	父母等 国7級以下	父母等 国8級	父母等 国9級以上	1人 子	1人 父母等	特定期間 の加算	国との異同	支給率(%) 団体	国との異同	借家・借間 上 限	自 宅 上 限	そ の 他
横 浜 市	×			-				-	11,500	-		○	16	×	40歳に達する日以後最初の 3/31まで：19600		
川 崎 市	×	7,000	7,000	7,000		7,000	7,000	7,000	-	-		○	16	×	31歳未満：25,200 31歳以上40歳以下：16,500 41歳以上：10,000		
相模原市	×		6,500	6,500			6,500	6,500		6,500		○	12	○			
横 須 賀 市	×	7,700	7,700	7,700	10,100	7,700	7,700	7,700	11,600	7,700	5,500	○	10	×	30,300	8,900	
平 塚 市	×	7,800	7,800	-	11,300	7,800	7,800	-	11,300	7,800		○	10	×	(市内)29,000 (市外)28,000	15,300	
鎌 倉 市	×	7,500	7,500	-	11,300	7,500	7,500	-	11,300	7,500		○	15	×	R2.4.1以降採用者 (市内)33,000 (市外)18,000 R2.3.31から引き続き在職者 (市内)30,100 (市外)28,000	(市内)15,300 (市外※)9,800	※平成27年3月31日までの入居に限り、 当分の間支給。
藤 沢 市	×	7,800	7,800	7,800	11,200	7,800	7,800	7,800	11,200	7,800		×	13	×	28,000(※)	16,100	※支給区分の額が国と異なる。
小田原市	○											○	10	○			
茅ヶ崎市	×	7,800	7,800	7,800	11,300	7,800	7,800	7,800	11,300	7,800	5,500	○	10	×	30,700	16,300	
逗 子 市	×	7,800	-	-	11,200	7,800	-	-	11,200	7,800		×	12	×	28,000(※1)	3,000(※2)	※1 支給区分の額が国と異なる。 ※2 経過措置中（令和3年度 9,000円、令 和4年度 6,000円、令和5年度 3,000円、 令和6年度以降 0円（制度なし））
三 浦 市	○											○	6	×	28,000(※)		※支給区分の額が国と異なる。
秦 野 市	×		6,500	-			6,500	-	6,500			○	6	×	29,600	7,500	
厚 木 市	×	7,500	-	-	11,000	7,500	-	-	-			○	16	×	27,000	9,800	
大 和 市	×		6,500	-			6,500	-	6,500			○	10	○			
伊勢原市	×	7,500	7,500	-	11,000	7,500	7,500	-	11,000	7,500	5,500	○	10	×	29,500		
海老名市	×	7,500	7,500	-	11,000	7,500	7,500	-	11,000	7,500		○	12	×	(市内)30,000 (市外)28,000		
座 間 市	×	7,500	-	-	11,000	7,500	-	-	11,000	7,500	5,500	○	12	×	27,000		
南足柄市	×		6,500	-			6,500	-	6,500			○	0	×	(市内、新築・購入後5年経過まで) 5,000		
綾 瀬 市	×	7,500	7,500	-	11,000	7,500	7,500	-	11,000	7,500	5,500	×	10	×	(市内)29,700 (市外)27,000	(市内)5,000	
葉 山 町	×	7,600	7,600	-	11,200	7,600	7,600	-	11,200	7,600		○	6	×	29,300	14,200	
寒 川 町	○											×	11.8	×	28,800	7,000	
大 磯 町	×	13,600	-	-	6,500		-	-	11,000	11,000		○	6	×	27,000	8,000	
二 宮 町	○											○	6	×	28,000(※)		※支給区分の額が国と異なる。
中 井 町	○											×	4	×	28,000	(新築・購入後5年経過まで) 5,000	
大 井 町	○											×	3	×	28,000	(新築・購入後5年経過まで) 5,000	
松 田 町	×	3,500	-	-		3,500	-	-	-			×	3	×	28,000	(新築・購入後5年経過まで) 3,000	
山 北 町	○											×	4	×	28,000	(新築・購入後5年経過まで) 3,000	
開 成 町	×		6,500	-			6,500	-	6,500			×	5	×	(町内)33,000 (町外)28,000	(町内)5,000 (新築・購入後5年経過まで) (町内)7,000	
箱 根 町	×		6,500	-			6,500	-	-			○	0	×	(町内)38,000 (町外)28,000		
真 鶴 町	○											○	0	○			
湯河原町	○											×	3	○			
愛 川 町	×		6,500	-			6,500	-	6,500			×	10	×	(町内)28,000 (町外)21,000		
清 川 村	○											×	6	×	(村内)20,000 (村外)10,000	(新築・購入後10年超) (村内)5,000 (新築・購入後5年超10年経過まで) (村内)7,500 (村外)2,500 (新築・購入後5年経過まで) (村内)10,000 (村外)5,000	
国		6,500	3,500	支給なし	10,000	6,500	3,500	支給なし	10,000	配偶者あ り父母等 と同様	5,000				28,000	支給なし	

(注1) 「扶養手当」及び「住居手当」欄の空欄は国と同額であることを示す。

(注2) 「国との異同」欄の○は、全ての項目で国と同額の場合のみ。

(単位：円)

(その2)

市町村名	国との異同	支給対象者	交通機関	通 勤 手 当													特 殊 勤 務 手 当					
				交 通 用 具													手 当 数					
				～2km	2～5km	5～10km	10～15km	15～20km	20～25km	25～30km	30～35km	35～40km	40～45km	45～50km	50～55km	55～60km	60～km	A	B	C	計	
横 浜 市	×	1km以上																	3	2	4	9
川 崎 市	○																		14	6	15	35
相 模 原 市	○																		8	4	6	18
横 須 賀 市	○																		6		12	18
平 塚 市	×		全 額																8	1	10	19
鎌 倉 市	○																		3	2	7	12
藤 沢 市	×		全 額	自転車の場合、300円加算													7	1	4	12		
小 田 原 市	○																		8	4	26	38
茅 ヶ 崎 市	×		全 額																7		7	14
逗 子 市	○																		5	1	8	14
三 浦 市	○																		4		5	9
秦 野 市	×		全 額		2,500	4,600													3		3	6
厚 木 市	×		全 額		3,500	4,800	7,200												7		9	16
大 和 市	○																		5		10	15
伊 勢 原 市	×				3,000	4,800								40km以上:24,400円					4		8	12
海 老 名 市	×				2,500	4,600													4	1	4	9
座 間 市	×				3,500	5,000													5	1	3	9
南 足 柄 市	○																		6	1	5	12
綾 瀬 市	×				3,000	4,700													3	1	2	6
葉 山 町	×		全 額	2km:2,600 2kmを超える1kmごとに600円加算													37,400	3		2	5	
寒 川 町	×		全 額	1,700	3,300	4,800	7,200	9,300	11,800	13,900	16,300	18,700	40km以上:21,100円					3				3
大 磯 町	×		全 額		4,000	5,200	7,300	8,900	11,300	13,700	16,100	18,500	40km以上:20,900円					1		1		2
二 宮 町	×				2,200														2	1	2	5
中 井 町	○																		4	1	1	6
大 井 町	○																		3		1	4
松 田 町	○																		2		2	4
山 北 町	×			2～3km:2,000 1kmにつき400～1,160円加算								40km以上:25,980円					3		2	5		
開 成 町	○																		3	2	1	6
箱 根 町	○																		3	1	7	11
真 鶴 町	○																		4	1		5
湯 河 原 町	○																		1	2	4	7
愛 川 町	×				3,500	4,800	7,200	9,600	12,000	14,400	16,800	19,200	40km以上:21,600円					3	1	4	8	
清 川 村	×					3,300	5,000	6,700	8,400	25km以上:10,000円								3		1		4
国		2km以上	～55,000		2,000	4,200	7,100	10,000	12,900	15,800	18,700	21,600	24,400	26,200	28,000	29,800	31,600					

(注1) 「通勤手当」欄の空欄は国と同額であることを示す。

(単位：円)

(注2) 「通勤手当」欄のうち、「国との異同」欄の○は、全ての項目で国と同額の場合のみ。

(注3) 「特殊勤務手当」欄 A：国も特殊勤務手当で措置 B：国は特殊勤務手当以外の制度で措置 C：国は措置なし

(その3)

市町村名	宿日直手当		管理職手当						
	国との異同	全日(一般)	局長又は理事	部長	次長又は参事	課長	課長補佐又は課長代理	主幹	その他の職(主なもの)
横浜市	×	6,400	156,000、139,000、122,000、105,000	95,500、91,500、87,500		56,000、53,000、50,000			
川崎市	○		132,600	94,900		77,400			担当理事:113,000、総務担当部長:103,900、担当部長:90,300、庶務・企画担当課長:84,800、担当課長:73,700
相模原市	×	4,200	106,200、101,000	92,400	79,300	68,700	60,300	60,300	担当課長:60,300
横須賀市	×	5,500	130,000	1種の部長:120,000	85,000	75,000	60,000		2種の部長:110,000、3種の部長:100,000
平塚市	×	8,000	100,000	95,000		80,000	70,000		担当部長:90,000、担当課長:80,000
鎌倉市	×	2,000		110,000	91,800	82,200	73,600		
藤沢市	×	6,200		127,600	92,300	85,300	74,300		担当部長:111,300
小田原市	×	7,500	100,000	98,000		85,000			副部長:90,000、副課長75,000
茅ヶ崎市	×	5,600	105,000	97,000	85,000	80,000		68,000	担当部長:92,000、担当課長:75,000
逗子市	×	4,000		95,000	85,000	80,000	65,000	80,000	担当部長:95,000、担当課長:80,000
三浦市	×	5,300	99,600	88,500		72,700、67,500、62,300		57,100	担当部長:77,400、参与:63,800、担当課長:57,100
秦野市	×	6,000		99,000	77,000	74,000	62,000		専任参事:89,000、担当参事:81,000、担当課長:64,000、専任主幹・特定主幹:63,000
厚木市	×	6,000	98,700	98,700、96,000	83,000、82,000	75,000	72,000	64,000	担当部長:96,000、担当次長:83,000、担当課長・専任主幹:75,000
大和市	×	6,100		95,000	81,000、71,000	71,000		62,000	担当部長:85,000
伊勢原市	×	6,100	99,000	86,000	76,000	69,000		65,000	担当部長:86,000、専任参事:81,000、担当課長:69,000
海老名市	×	6,200	101,000	86,000	76,000、67,000	61,000	50,000	42,000	担当部長:86,000、専任参事:76,000、担当課長:61,000
座間市	×	6,400	86,000	86,000	76,000、70,000	64,700		59,700	担当課長:64,700
南足柄市	×	6,300		85,000	72,000	69,000	54,000		担当部長:76,000、担当課長:69,000
綾瀬市	×	支給なし		85,000	70,000	65,000		50,000	担当部長:85,000
葉山町	×	5,600		18%		16%	15%、14%		
寒川町	×	6,500		88,000	73,000	65,500		58,000	担当参事:80,500、専任主幹:65,500
大磯町	×	6,700		18%	18%	17%		16%	副課長・副主幹:14%
二宮町	×	5,000		19%	19%	17%	17%	14%	担当部長:19%
中井町	×	6,500			75,500	58,700			担当課長・専任主幹:52,400
大井町	×	6,000			73,000	60,000			専任主幹:45,000、副課長:30,000
松田町	×	6,000			58,000	50,000			専任主幹:45,000
山北町	×	6,000			64,000	55,000	32,000		担当課長:42,000
開成町	×	5,500			82,000	67,000			担当課長:67,000
箱根町	×	6,000		81,000		63,700		32,200	専任課長:50,500、副課長:40,300
真鶴町	×	8,000			50,300	40,500			
湯河原町	×	7,500			71,900	58,400			副課長:35,500
愛川町	×	5,000		84,300	78,400	69,800		56,700	専任主幹:65,200、副主幹:40,500
清川村	×	5,000			16%	14%		12%	総括参事:18%、副課長:13%
国		4,400							

(注1) 「宿日直手当」欄の空欄は国と同額であることを示す。

(注2) 管理職手当については、暫定的な削減を行っている場合は削減後の額としている。

(注3) 管理職手当については、定率の百分率以外は定額の額である。

(単位: %、円)